



意見交換

※出席された皆さんから、自由に発言していただき、町長・助役などが回答する形で進めました。発言・回答内容については、紙面の都合上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

Q

庁舎を北檜山に置く事情は？

新聞や資料の説明の中にもありましたが、任意協議会で庁舎を北檜山に置くということが話されているが、その事情について伺いたい。北檜山が中心でやりやすいのかなと予想するが、詳しい内容をお知らせ願いたい。

A 町長

●大きな要因は2点。1つは、中間的な位置という意味で利便性の問題を考えると北檜山となることと、2点目は、合併によって本庁所在地となる役場については、総務や企画部門、議会

などを本庁舎に持っていかなければならないとした場合、議会の議場など新たに増築などしなくても済むような場所という点、一番新しい北檜山になる。また、合併しても楽な財政運営はできないだろうという見通しがあるので、お金をかけなくても事務所を持てる場所となると北檜山町。この2点が任意協議会で話された内容です。



Q

合併した場合に特区の取り扱いは？

特区の認定は瀬棚に認められたものと解釈しているが、合併した場合には旧瀬棚地域に限定されるものなのか、新しい町に適用されるものなのか伺いたい。
また、特区の範囲は、新しい町に拡大されるのか。

A 町長

●今回の特区は、株式会社が今の法律では農業参入できないので、外食産業から瀬棚の遊休農地を活用して有機農業をやりたいとの申出があり、町が農業者から農地を借りて会社に町が貸



すという形で特区が認められたのが今回のケース。

●瀬棚町が申請したものは、合併に関係なく新町に引き継いで、最低でも5年、その後も継続されるが、このことが合併でだめになることはない。

●瀬棚の農業者4件から町が土地を借りている。それ自体の変更はないので、瀬棚地内での農業特区の形が続くことになる。新たなものとして北檜山の土地も借りて大きな面積でやる計画を立てれば広がっていくとはありえる。

Q

格差がある人件費は
どうなるのか？

①人件費の関係ですが、各町に格差があると聞いています。15年間で65億4千万円削減とあるが、その基礎はどこを参考にしたものでか。15年で調整するのはなく、基本的には一番低い町に合わせるべきであろうと思う。法定協での協議の参考にしてほしい。

A 助役

①専門部会や幹事会で1千100項目を整理して法定協に提案するという作業になる。現段階では数値はまともではないが、瀬棚町としてはそうした主張をして

いかなければならないと感じている。結論として、一気にやれるのか、段階的にやるのか、関連する問題もあるので調整していききたい。



②できる限り早急に、一気にやってほしい。民間は厳しくなることを認識している。職員だけがぬるま湯に浮かったような形であれば、町民は納得できない。お互いに痛みを分かち合うべき。

A 助役

②15年の見方は、この間に減員するのは退職不補充を中心に進めるというのが15年。給料表の是正により給与の減額を含め考えている。

Q

歴史的なものが残る
町名にして欲しい

町民の一番の関心は、本庁舎と町名。新聞などではその合併の形をみると、新しい町名にする意見もあるようだが、まったく新しい町名にするのは賛成しかねる。

歴史的経緯、知名度を考え、瀬棚町が残れば一番いいが、歴史的なものが残るような町名にしてほしい。公募するとした場合には、旧町名も含めた方法にしていただきたい。

また、職員数について、退職者の不補充では人事に影響ないか。検討の内容を。

A 助役

●職員の関係については、退職者不補充は原則だが、これでは人事が停滞するという認識で採用の検討もされているが、具体的な計画をたてられないのでこのような表現となっている。

A 町長

●職員数は1万1千人程度の町を仮定した数字。しかし、今回の合併の考え方は、本庁舎以外の町のサービスが低下しないことが大原則ですから、単純にはいかない。それぞれの現場のサービスを重視していくので、必ずしもこのような数字にはならない。

●町名の問題は、新設合併の場合、原則論は新しい町を使うのが一般的。任意協のまとめとしては、法定協に小委員会などを作って、公募も含めて検討すること



になっている。その流れで議論されるが、公募した場合人口規模に左右されないか。また、本庁舎を北檜山に置くとしたら、北檜山はほかの2町に配慮すべき。3町に共通した町名を見出すことは難しい問題だと思う。そうすると歴史文化や知名度・定着度を基本に考えるのが正しいと感じている。

●もう一点、一つの町に郡が2つできる。郡は知事の決定事項なので、案として申し出ることはできるが、郡と町名を兼ね備えて議論すべきと考える。私は、瀬棚という町名をぜひ残したいという考えで望みたい。

Q

議会は合併を機に新たに選挙を

基本的には、議員の在任特例をする必要はないと思っ
ている。全員が集まって議論できる場所もない。合併を機に、新たに選挙を行うべき。

A 助役

●意見として受け賜る程度にしたい。法定協で議論されるものと考えています。

Q

法定協議会のメンバーについて

①法定協の瀬棚町の代表5人は、どのようにして決まったのか。

A

檜山北部
合併協議会事務局
駒谷次長

●議員の2人は、それぞれの町の議会が選任している。町民代表3人は、町の合併検討協議会の会長と副会長にお願いしている。

②今の議会代表が選挙に落ちたら、新しい議員が選ばれるのか。

A 助役

●4月26日で今の議員さんは任期満了です。27日から新たに構成されるもので、その中でこの委員さんも決定されていく。

合併協議会は公開しています

檜山北部3町合併協議会では、月に2回のペースで協議会を開催しています。協議会は公開していますので傍聴することができます。くわしくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。皆さんの傍聴をお待ちしています。また、協議会の開催結果については、随時「協議会だより」によりお知らせいたします。

第3回合併協議会（予定）

日時：5月14日 金 午後1時30分より
場所：大成町 町民センター

第4回合併協議会（予定）

日時：5月28日 金 午後1時30分より
場所：北檜山町 健康センター

市町村合併に関するお問い合わせ先

瀬棚町役場総務町民課
☎ 7-3311